（参考資料②）

# 〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成２８年４月１５日現在、貸付期間５年の場合）

〇日本政策金融公庫

中小企業事業　→　基準利率１.３０％

国民生活事業　→　基準利率（災害貸付）１.４０％

〇商工組合中央金庫　→　所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

〇日本政策金融公庫

中小企業事業　→　別枠で１億５，０００万円
（代理貸付：７，５００万円）

国民生活事業　→　各貸付制度の限度額に上乗せ３，０００万円
（代理貸付：１，５００万円）

〇商工組合中央金庫　→　別枠で１億５，０００万円

【貸付期間】

設備資金・運転資金とも１０年以内（据置期間２年以内）

※日本政策金融公庫国民生活事業においては、上記は普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）。日本政策金融公庫中小企業事業においては、設備資金においては１５年以内（据置期間２年以内）。

【担保特例】

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）

→　直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。